

平成18年 3月 1日（水曜日）

出席議員（18名）

議 長	堂 下	清 孝	君		9 番	八 田	外 茂	男 君
1 番	夷 藤		満 君		10 番	中 川		達 君
2 番	小 谷	一 也	君		11 番	南	守 雄	君
3 番	能 村	憲 治	君		12 番	中 村	哲 彦	君
4 番	北 川		進 君		13 番	黒 田	泰 三	君
5 番	清 水	文 雄	君		14 番	中 居		治 君
6 番	水 口	裕 子	君		15 番	田 中	祥 次	君
7 番	渡 辺		旺 君		16 番	米 田		満 君
8 番	野 村	輝 久	君		17 番	重 原	義 之	君

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成	君			山 田	吉 弘	君
収 入 役	浅 田		裕 君		まちづくり政策部企画財政課参 兼行財政改革推進室長	谷 口	源 成	君
教 育 長	浜 田		寛 君		まちづくり政策部 情報政策課長	川 口	克 則	君
総 務 部 長	奥 村	忠 男	君		町民福祉部町民生活課長兼 次世代育成支援対策室長	夷 藤		涉 君
まちづくり 政策 部 長	西 尾	雄 次	君		町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター準備室長	黒 田	邦 彦	君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫	君		都市整備部 産業振興課長	八 田	精 三	君
都市整備部長	中 本	英 夫	君		都市整備部 都市建設課長	中 西	昭 夫	君
教育委員会 教 育 次 長	高 木	和 彦	君		教育委員会 学校教育課長	北	雅 夫	君
消 防 長	島 田	敏 郎	君		教育委員会 生涯学習課長	出 川	常 俊	君
企 業 局 長	米 永	竹 男	君		企業局水道電気課長兼 新エネルギー開発対策室長	荒 家	良 樹	君
総 務 部 長	田 中		徹 君		企 業 局 下 水 道 課 長	黒 田	孝 雄	君
総 務 部 長	向	貴 代 治	君		消防本部次長兼 消 防 署 長	東	耕 三	君
まちづくり政策部 企画財政課長	橋 本		稔 君					

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第1号）

平成18年3月1日 午後2時開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕

議案第3号 平成17年度内灘町一般会計補正予算（第9号）

議案第4号 平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第5号 平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第8号 平成17年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 平成17年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第10号 平成17年度内灘町水道事業会計補正予算（第4号）

議案第11号 平成18年度内灘町一般会計予算

議案第12号 平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成18年度内灘町霊園事業特別会計予算

議案第14号 平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算

議案第15号 平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算

議案第16号 平成18年度内灘町国民健康保険特別会計予算

議案第17号 平成18年度内灘町老人保健特別会計予算

議案第18号 平成18年度内灘町介護保険特別会計予算

議案第19号 平成18年度内灘町水道事業会計予算

議案第20号 内灘町国民保護協議会条例について

議案第21号 内灘町国民保護対策本部及び内灘町緊急対処事態対策本部条例について

議案第22号 公益法人等への内灘町職員の派遣等に関する条例について

議案第23号 内灘町障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例について

議案第24号 内灘町地域包括支援センター条例について

- 議案第25号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 内灘町義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 (仮称)高齢者いきいき健康センター整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 内灘町高齢者医療助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 内灘町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 内灘町福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第42号 内灘町茶室の指定管理者の指定について
- 議案第43号 内灘町歴史民俗資料館及び内灘町風と砂の館の指定管理者の指定について
- 議案第44号 内灘町体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第45号 内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定について
- 議案第46号 内灘町道路線の認定について
- 議案第47号 小字の区域の変更について
- 提案理由の説明

議長【堂下清孝君】 議員各位におかれましては、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新年度当初予算を審議する重要な議会であり、町政の運営方針、議案の内容につきましても、後ほど町長から説明がされることと存じますが、町民の福祉増進と町政進展の見地から、議員各位におかれましては、健康に留意され、本議会の審議にご精励くださいますようお願いを申し上げます。

開会・開議

午後2時00分開会

議長【堂下清孝君】 ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長【堂下清孝君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、14番中居治さん、15番田中祥次さんを指名をいたします。

会期の決定

議長【堂下清孝君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月13日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月13日までの13日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付をいたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

諸般の報告

議長【堂下清孝君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成17年11月分、12月分及び平成18年1月分の例月出納検査結果の報告、並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付をしておきましたから、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決をした社会保障制度の抜本的改革を求める意見書、最低賃金の引き上げを求める意見書につきましては、内閣総理大臣及び関係大臣並びに関係方面に提出をしておきましたので、ご了承願います。

議案一括上程

議長【堂下清孝君】 日程第4、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から議案第47号小字の区域の変更についてま

での47議案を一括議題といたします。

なお、本定例会に提出された議案につきましてはお手元に配付をしておりますので、議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

提案理由の説明

議長【堂下清孝君】 提出議案に対し、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出康成君】 本日ここに、平成18年第1回定例町議会が開催されるに当たり、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度施政の大綱を申し述べ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年2月に町政を担当させていただき、はや1年が経過をいたしました。この間、私は、町民参加と情報公開、そして現場主義という3つの基本姿勢をもって町政運営に当たってまいりました。

幸いにも議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜り、この基本姿勢のもとで順調に町政を運営することができました。ここに心からの御礼を申し上げますとともに、今後とも町民本位の町政に邁進する決意でございますので、よろしくご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

既にご承知のように、今日の地方財源は、国の進める三位一体の改革に伴い、かつてないほどの試練と危機に見舞われており、内灘町の財政事情もまた容易ならざる困難に直面いたしております。

昨年12月の定例町議会におきましてこの問題についてご報告を申し上げ、その対処の方針について私の考え方を明らかにしてきたところではありますが、平成18年度の当初予算が審議される定例町議会に当たり、改めて今次の地方財政危機とその中における本町の財政運営について見解を申し上げ、あわせて本

年度の町政執行についての方針をご説明したいと存じます。

総務省は、2月初めに平成18年度の地方財政計画を発表いたしました。これによりますと、平成18年度の地方財政計画の規模はまたもや前年度の財政規模を下回り、平成13年度をピークとして一貫した減少傾向を平成18年度においても継続しているのであります。

申すまでもなく地方財政計画は、地方自治体にとって地方交付税等の方向性が示されるものであり、その財政規模の縮小は直ちに自治体財政に影響を与えるものなのであります。この地方財政計画においては、三位一体の改革によって国庫補助負担金改革として約4兆7,000億円が一般財源化されること、また国から地方への税源移譲は約3兆円となっていること等が計画されているのでありますが、中でも極めて特徴的なことは、地方交付税において総額の大幅な抑制を図ることとして約5兆1,000億円もの大幅な減額を行っていることであります。

三位一体の改革をめぐるこうした状況から、地方財政は極めて厳しい状況に置かれるわけですが、とりわけ自主財源に乏しく、地方交付税等への依存度が高い、いわゆる財政基盤の脆弱な自治体は、いよいよ深刻な財政状況とに陥ることが予想されるのであります。

翻って、我が内灘町の財政状況をここ数年の傾向としてとらえ直してみますと、昨年12月の定例町議会でもご報告申し上げましたように、国の進める三位一体の改革と軌を一にするように本町の財政状況も悪化の一途をたどっているのであります。国の地方財政計画に示された財政規模の縮小傾向そのままに、本町においても経常的な一般財源の規模が縮小してきているのであります。

町税、地方交付税等のここ数年間の収入状況をやや具体的に申し上げますと、それら経常的な一般財源は、ピーク時の平成13年度に

は約57億円であったものが年々のように減少を続け、平成18年度においては、それよりも4億円も少ない約53億円の規模にまで縮小することが予想されるのであります。

一方、歳出では、この間、人口構成の高齢化や国、県からの事務移譲の影響等から、医療費や介護関係費あるいは支援費など、主として扶助的な経費を中心に顕著な増加傾向が続いているのであります。

こうした一般財源歳入の減少と義務的、基礎的歳出の増加が相まって、本町の財政構造は著しく硬直化の度合いを深めてきているのであります。

申すまでもなく、たとえ町の財政事情がいかに厳しい状況に置かれようとも、町行政をあずかる者には町民のニーズに適切に対処せねばならない責務があります。そして、その町民の要請にこたえるためには、私たちは不断の行財政改革に取り組み、限られた行財政資源のもとで、時代の変化と町民の要請に的確に対応し得る町政を運営しなければならないと思うのであります。

少子・高齢化が進み、また長引く景気の低迷で家計収入が不安定化している現在の社会状況の中で、今、本町が最優先で取り組むべき課題は、町民が安心して暮らせるセーフティネットの構築であると思うのであります。より端的に言うならば、ここで言うセーフティネットとは、町民が安心して暮らせる町を実現するための社会システムの構築であると思うのであります。

町民が安心して暮らせるための社会システムとは、広く町民生活の全般にわたるものとなりますが、中でも私は、今の状況下において特に重要だと考える2つの課題を選択し、そこに施策の重点を置きたいと考えているのであります。

その一つは、町民が安心して子供を産み育てることができる次世代育成のための社会システムの構築であり、2つ目は、高齢になっ

てもだれもが健康な日常生活を送れるような健康寿命延伸のための高齢社会システムの構築であります。

町民が安心してこの町で子育てができる環境づくりは、少子化時代、人口減少時代における町行政の極めて大切な課題であります。また、安心して健やかに老いることができる地域環境づくりは、高齢化時代における行政の最重要課題の一つであると思うのであります。

私は、これら2つの安心のある暮らしを実現するための社会システムをこの内灘町に構築したいと思うのであります。

次世代育成のための社会システムと健康寿命延伸のための高齢社会システムという2つの社会システムの構築に向けて、私は平成18年度予算において具体的に次の施策に取り組むことといたしました。

まず、第1点目の次世代育成のための社会システムづくりについてであります。具体的には、乳児児童医療助成制度の小学校6年生までの拡充やすべての町立保育所及び学童保育施設における土曜延長保育の拡充あるいはマイ保育園制度の実施等、主として子育て支援のソフト面における制度的なものの充実を図ることによって子供を産み育てやすい環境づくりを進めようとするものであります。

次に、第2点目の健康寿命延伸のための高齢社会システムづくりについてであります。具体的には生活習慣病を予防するための保健活動の充実、そのための保健師、栄養士等マンパワーの充実や、介護予防活動に取り組む地域包括支援センターの充実あるいは高齢者が生きがいをもって生活するためのシルバー人材センターの充実など高齢者の健康寿命が延伸され充実した人生を送れる、そんな新たな健康社会づくりに努めるものであります。

この新しい社会システムづくりは、町税や地方交付税等の経常的な一般財源収入が伸びない財政事情のもとで進められるものである

ことから、その財源を得るため、私は次の3つの観点から現行の歳入と歳出について見直しを行ったものであります。

1つ目は、行政の内部経費の見直しであります。具体的には、常勤の特別職の給与の削減と管理職手当、特殊勤務手当等の削減などあります。財源の見直しに当たって、私は、まず最優先に行政内部の経費削減から取り組んだものであります。

2つ目は、他自治体に比べてぬきんでた各種助成事業の見直しであります。具体的には、長寿祝金制度の見直しや高齢者医療助成金支給制度の見直し等であります。これら見直しを行った各種助成事業は、いずれも内灘町が他自治体にぬきんでた制度であります。その反面では、急速に進む高齢化の中で現状のままの給付水準を続けていけば、後に続く若い世代にそのツケが重くのしかかるという一面もあることから、他自治体並みあるいは他自治体より少しすぐれているという程度に制度全般の見直しを行ったものであります。

3つ目は、各種団体への補助金の見直しと町が行う各種イベントの見直しであります。具体的には、次世代育成及び産業振興関係を除く各種団体に対する補助金の見直しや各種イベントの実施内容や実施方法の見直し等あります。

以上、これら3つの観点からの見直しは、乳幼児から高齢者まですべての町民が安心して暮らせるまちづくりを行うために、町職員はもちろんのこと、町補助金を受けている各種団体の皆様や高齢者の皆様にも応分のご負担をお願いしながら行うものであります。

今般の平成18年度の予算は、町民の皆様には給付の削減や負担の増加など多くの痛みを伴うものとなりました。その町民の皆様を思うとき、私自身も大きな苦痛を禁じ得ないのであります。

とりわけ高齢者の皆様には、敬老祝金や福祉センター入館料の見直しなど改革の痛みが

幾つか集まってはおりますが、この改革は、これまでややもすると高齢者個人への給付に重点が置かれていた行財政資源の配分を、今後は高齢者が健康寿命を延伸して元気に暮らしていけるための社会システムの構築の方にその配分の重点を移すための改革であります。

したがいまして、この改革は、人口減少、高齢者人口増加という、これからますます加速することが予想される究極の少子・高齢化時代を乗り切るためには不可欠な改革でありまして、今、私たちの世代が避けて通ってはならない重要な改革であると思うのであります。

さて、以上、新年度施政の基本理念である町民が安心して暮らせる社会システムづくりの概要について申し述べましたが、平成18年度予算におきましては、町民が安心して暮らせる町をつくるため、私は次の4つの重点施策を設定し新年度の町政を遂行していく覚悟でございます。

1つには、「次世代育成環境の充実」であります。2つには、「健康寿命延伸のための高齢者施策の充実」であります。3つには、「教育環境の充実」であります。4つには、「生活環境の整備と都市機能の充実」であります。以上の4つを重点施策として、諸事業の推進を図ることといたします。

まず、1つ目の「次世代育成環境の充実」の主要なものについて申し上げます。

我が国は、予想より2年早く、平成17年から人口減少社会に突入いたしました。これからは総人口が減少を続ける中で高齢者人口だけが急速にふえていき、人口構造の高齢化が一段と加速していくと言われております。また、少子化問題では、合計特殊出生率が1.29と人口を維持するに必要な2.06を大きく下回ったまま、一向に改善の兆しが見えてこない状況が続いているのであります。

また、近年の核家族化の進展や地域社会の変容、そして就業形態の変化等は、子育て環

境を著しく困難なものにしてきております。こうしたことから、今や子育て支援施策の充実、国にとっても自治体にとっても最も重要な課題となってきているのであり、次世代育成支援施策の充実が町民共通の要望となっているのであります。

以上のような事情から、新年度においては、平成17年度において一部の保育所と学童保育施設でモデル事業として実施した土曜日の延長保育を町立の全保育所と全学童保育施設で完全実施することといたしました。また、平成17年度途中から開設した子育て支援センターも利用者の増加が著しいことから、備品類の充実を図るなど、センター機能のさらなる充実に努めることといたしました。

さらには、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るために乳児児童医療助成制度の拡充を図り、その対象年齢を入院医療費の助成において小学校卒業までに延長する措置を講ずることといたしました。また、妊娠した段階から、子育て支援を行う目的でマイ保育園制度も新年度から取り入れることといたしました。

一方、施設面では、待望久しかった白帆台地区での民営の保育園開設に向けて大きな前進がありました。国の平成17年度補正予算によって、白帆台での保育園開設に向けて準備を進めていた社会福祉法人に対して国庫補助金が交付される運びとなったのであります。

この地区における保育所の建設は、町としても本町全体の保育環境の充実を図る上でも重要な位置を占めると同時に、白帆台土地区画整理地区での定住促進、ひいては内灘町への定住促進を図る上からも大きな期待を持って歓迎するものであり、しかるべき財政的な支援策についても今期定例議会に提案させていただいているのであります。

この保育園は、隣接する宮坂保育所の老朽化による建てかえ機能も含むものであり、この件についての宮坂地区住民のご理解とご協力に、ここに改めて深く感謝の意を表するも

のであります。

次に、2つ目の「健康寿命延伸のための高齢者施策の充実」の主要なものについてですが、本町の高齢化率は14.6%であり、これは石川県内で2番目に低い率であります。しかし、高齢者の1人当たり医療費は、常に県内のトップクラスに位置しているのであります。

昨年度、本町はうちなだ健康プラン21を策定いたしました。その折に行った疾病分析によれば、疾病のかなりの部分が生活習慣病によって占められており、高齢になっても健康に生きる、いわゆる健康寿命延伸のためには生活習慣病の予防が最も有効な手段であるとの結論が出されているのであります。

内灘町は、金沢医科大学病院が町の中心部にそびえ立ち、医療と学園の町の印象を多くの方々に抱かれています。私はそれに加えて、町民の疾病予防のための保健施策が充実した健康と医療の町としたいのであります。健康は豊かな人生をつくるための源であることから、私は、町民のだれもが健やかに老いることのできる健康寿命延伸のための高齢者施策の充実を推進したいのであります。

そのため、本年度は、生活習慣病を予防するための保健活動の充実を図るため、保健師や栄養士等のマンパワーの充実を図ることといたしました。また、従来、夕陽丘苑に敷設する形態で社会福祉法人内灘町福祉会に委託していた在宅介護支援センターを廃止し、かわって規模内容とも大幅に拡充した地域包括支援センターを町において設置し、町民の健康を守るための取り組みを積極的に展開することといたしました。

さらには、新年度からはシルバー人材センターの活動拠点を文化会館に移設して、その機能の一層の充実を図ることといたしました。

次に、3つ目の「教育環境の充実」の主要なものについてですが、教育は人格形

成の基礎をなすものであり、健全な地域や社会を形成する上でいかに重要なものであるかは論をまたないところであります。とりわけ市町村が責任を負う義務教育は、教育体系そのものの基礎をなすものであることから、市町村行政にとって最重要な課題であると言ってしまうのではないのであります。

本年度は、小学校においてよりきめ細かな教育内容の充実を図るため、小学校低学年における30人学級制を町独自の制度として取り入れるものであります。また、保護者からの強い要望のある小学校における語学講師の配置についても本年度から実施するものであります。

一方、学校施設整備面では、年次的に継続実施してきている小中学校の校舎や体育館の耐震補強工事を本年の夏休みには鶴ヶ丘小学校の校舎において実施し、あわせて平成19年度からの工事を予定している内灘中学校校舎の耐震関連工事の設計にも新年度に着手するものであります。

なお、社会教育に係る施設面では、地域における生涯学習活動など地域づくりの拠点施設整備の一環として、新年度におきましては老朽化していた宮坂公民館の建てかえを計画しているものであります。

次に、4つ目の「生活環境の整備と都市機能の充実」の主要なものについてですが、内灘町は生活環境の重要な基盤である下水道の整備にいち早く取り組み、今では下水道の普及率は95.8%を超え、県内のトップレベルの整備状況となっているのであります。

新年度は、引き続き湖西地区の整備に取り組み、町民の快適な生活環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、生活環境整備の一環として、向粟崎地区の街なみ環境整備事業についても事業計画の策定や基本設計等の作業を進めるものであります。

一方、都市機能の充実につきましては、宮坂南線改良事業を継続実施をし、内灘湊大橋

橋梁整備事業や準幹10号線道路改良事業など、都市基盤を整える上で重要な役割を果たす幹線道路網の整備を予定いたしております。また、雨水浸水対策の事業としては、大根布バイパス管建設事業を実施して、浸水被害からの一日も早い解消に努めております。そのほか、公園整備や北部地区土地区画整理事業に伴う道路や公園など都市機能充実のための諸事業も実施するものであります。

以上、本年度町政の4つの重点施策について、その概要を申し述べましたが、ここで本町が当面している懸案事項について一言申し述べたいと存じます。

大京の開発計画につきましては、本町にとって長年の懸案事項でありましたが、来年4月の開業に向けて、出店予定のテナントとの折衝など諸準備が着々と進められているとの報告を大京からいただいております。

出店に当たってのコンセプトは、基本的には従来からの計画どおり、イオンをキーテナントとしてホームセンター等の周辺店舗群からなるものとのことで、本年6月ごろには大店法の申請を予定しているとのことであります。大京では、来年4月の開業に向けて、既に町商工会とも出店計画に関して接触を図っているとのことであります。

なお、さきに本年度事業計画の中で触れた準幹10号線道路改良事業は、千鳥台地区の良好な生活環境を確保する上でも、またこのプロジェクトに係る交通体系の上からも欠くことのできないものであり、重要な基盤整備事業であると考えております。

次に、企業誘致に関してであります。金沢港大浜地区に進出することになった株式会社コマツや本町北部地区に進出を計画している風力発電事業者あるいは大京開発の本格化など、このところ、本町にかかわる企業の立地事情が急に慌ただしさを増してきております。また、三位一体の改革以降、地方交付税等の国依存財源の減少から、自治体みずか

らが企業の立地を誘引、促進して自主財源を確保し、みずからの財政能力を高めることが自治体の生き残りの条件となってきました。こうしたことから、本町の企業誘致に係る行政対応能力を早急に強化する必要が生じてきているのであります。

私は、これからの企業立地に機動的に対処するため、本年4月から庁内に企業誘致に関するプロジェクトチームを発足させ、またそのための専任職員を配置したいと考えているのであります。

終わりに臨んで、三位一体の改革に伴う危機的な財政状況に直面して、ややもすると消極的な気持ちになりがちではありますが、気持ちを引き締め、全職員挙げて知恵を出し、また夢を描き、将来に備えての計画性を育て、町民本位の町政に邁進していく所存であります。その上でも、新年度も町民参加、情報公開、現場主義を基調として創造性豊かな町政を果敢に展開していく決意でありますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を切望する次第でございます。

それでは、ただいまより提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年12月17日付並びに平成18年1月4日付で専決処分させていただきました〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）〕について議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の補正予算（第7号）につきましては、昨年12月の大雪に対する除雪経費に不足が生じる事態になったため、また1月以降の降雪に対しても早急に除雪対応できるよう予備費の補正を行ったものでございます。

また、専決処分の補正予算（第8号）につきましては、アスベスト調査において含有率が基準値である1%以上と確認された内灘中央公民館の玄関及びホール天井等について

緊急に対策工事を実施をし、地域住民の安全確保を図るための補正予算でございます。

議案第3号 平成17年度内灘町一般会計補正予算(第9号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,612万7,000円を追加し、歳入歳出の総額それぞれ76億5,134万4,000円とするほか、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更、また繰越明許費をあわせてお願いするものでございます。

補正の主な事業といたしましては、民生費関係では、白帆台地区における民設民営化による保育所建設事業につきまして、先般、国の平成17年度補正予算の補助採択の内示を受けたことにより、今回、その建設事業費に係る補助対象経費の4分の1に当たる町の法定負担金を計上いたしました。

また、建設事業に係る事業者としての負担分につきましても、今般の厳しい財政状況下ではありますが、事業の公共性、公益性等を重視し、町として財政的支援を行いたいと考えており、事業者の法定負担分に相当する金額を限度額として、平成18年度から平成27年度までの10年間にわたる債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

教育費関係では、当初、平成18年度に予定しておりました鶴ヶ丘小学校校舎の大規模改造事業につきまして、さきの保育所建設事業と同様に、国の平成17年度補正予算の補助採択の内示を受け、また補助率も大変有利なことから前倒しの措置を講じまして、今回、補正予算に工事費等関係予算を計上いたしました。

そのほか、会計全般にわたる各種事務事業の確定並びに完了見込みに伴い、不用額の減額等を計上したところであります。

地方債の補正につきましては、内灘湊大橋橋梁整備事業等に係る追加及び鶴ヶ丘小学校大規模改造事業など、各種事業の事業費確定等に伴う変更をお願いするものであります。

繰越明許費につきましては、鶴ヶ丘小学校

大規模改造事業など年度末までの限られた期間に工事等を完了させることが困難な事業について、今回の補正予算に計上することにより、年度を越えて標準工期の設定による施工を確保するものであります。

以上が今回の補正予算の大要であります。補正額の財源としましては、国庫支出金1億8,600万円余り、町債2億3,760万円などを充てることとしているほか、土木費及び公債費等の減額にあわせ、財政調整基金の取り崩しを1億9,100万円余り取りやめることといたしました。

議案第4号 平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)につきましては、管渠等築造工事など事業の精算のほか、地方債の変更及び繰越明許費をお願いするものであります。

議案第5号 平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、管理費の精算に伴う減額及び財源組み替え措置を講ずるものであります。

議案第6号 平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、道路築造工事等の精算のほか、集会所建設事業等の繰越明許費をお願いするものであります。

議案第7号 平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)及び議案第8号 平成17年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第3号)の両会計につきましては、医療費の実績見込み等による減額及び財源組み替え措置を講ずるものであります。

議案第9号 平成17年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、介護サービス給付費等の減額並びに財源組み替えによる地方債の変更措置を講ずるものであります。

議案第10号 平成17年度内灘町水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、配水管布設工事の精算等に伴う所要の補正であり

ます。

議案第11号 平成18年度内灘町一般会計予算から議案第19号 平成18年度内灘町水道事業会計予算までの9件の議案につきましては、平成18年度における一般会計、特別会計、水道事業会計に係る予算であります。

議案第11号 平成18年度内灘町一般会計予算につきましては、前年度当初比4.9%増の73億8,700万円の予算規模といたしました。

経常的な予算のほか、次世代育成環境の充実と教育環境の充実を重点に関係費用を計上させていただきました。

主な事業等につきましては、ただいまの所信表明の中で申し上げましたが、その詳細につきましては、ご審議の過程におきましてご説明申し上げていきたいと存じます。

議案第12号 平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額を13億3,000万円といたしました。

湖西地区の面整備費及び大根布地区の浸水対策として、バイパス管の建設費を計上いたしました。

議案第13号 平成18年度内灘町霊園事業特別会計予算につきましては、予算総額を2,350万円といたしました。

維持管理費及び公債費を計上いたしました。

議案第14号 平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、予算総額を4億4,400万円といたしました。

事業地内における道路築造工事、公園整備工事等を計上いたしました。

議案第15号 平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算につきましては、予算総額を3,400万円といたしました。

風力発電施設の維持管理費及び住宅用太陽光発電システム設置費補助金などを計上いたしました。

議案第16号 平成18年度内灘町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額を22億4,900万円といたしました。

療養給付費等の増加に対し、保険税率の引き上げ及び国保広域化等支援基金からの貸付金により収支の均衡を図っている状況であります。

なお、保険税率の改定におきましては、激変緩和の観点から、平成18年度と平成19年度の2カ年度で段階的に引き上げを行うものであり、本年度は平均で19.02%の改定といたしました。

議案第17号 平成18年度内灘町老人保健特別会計予算につきましては、19億4,700万円といたしました。

議案第18号 平成18年度内灘町介護保険特別会計予算につきましては、11億2,000万円といたしました。

高齢化による要介護認定者の増加などにより、年々その予算規模が膨らんできている状況であります。

なお、本年度から始まる第3期事業計画期間中の保険料を月額4,900円とするものであります。

議案第19号 平成18年度内灘町水道事業会計予算につきましては、収益的、資本的収支を合わせた予算総額を7億7,740万円といたしました。緑台地内における石綿セメント管更新事業費等を計上いたしました。

以上、平成18年度予算に係る9議案の詳細につきましては、お手元の予算書をご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、条例その他の議案につきましてご説明いたします。

まず、条例関係のご説明を申し上げます。

議案第20号及び議案第21号につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき必要な事項を定めるものでございます。

議案第20号 内灘町国民保護協議会条例につきましては、内灘町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第21号 内灘町国民保護対策本部及び内灘町緊急対処事態対策本部条例につきましては、内灘町国民保護対策本部及び内灘町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第22号 公益法人等への内灘町職員の派遣等に関する条例につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益法人等への内灘町職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第23号 内灘町障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例につきましては、障害者自立支援法の規定に基づき、内灘町障害者介護認定審査会の委員の定数を定めるものでございます。

議案第24号 内灘町地域包括支援センター条例につきましては、介護保険法の被保険者等に対し要介護状態等となることの予防、自立した日常生活を営むことができるための支援等を行うため、内灘町地域包括支援センターを設置するためのものでございます。

議案第25号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第26号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内灘町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、助役、収入役及び教育長の給料月額を平成18年度4月より減額するためのものでございます。

議案第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成17年度人事院勧告に基づき、平成18年度4月より基本給の一律引き下げ、地域手当の支給等の改正を行うためのものでございます。

議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び議案第29号 内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例につきましては、内灘町行財政改革推進委員会の中間答申に基づき、職員の特殊勤務手当

の整理削減及び日当、支度料の廃止をするためのものでございます。

議案第30号 内灘町義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例及び議案第31号（仮称）高齢者いきいき健康センター整備基金条例の一部を改正する条例につきましては、弾力的な財政運営を図るため、積み立て条項の改正をするためのものでございます。

議案第32号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、保険税率の改正及び税率改正に伴う保険税の減額措置において所要の整備をするためのものでございます。

議案第33号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地下水採取に関する許可申請手数料を改正するためのものでございます。

議案第34号 内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例につきましては、入館料の年齢区分及び免除要件の改正、休業日、入浴時間の改正等をするためのものでございます。

議案第35号 乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、入院に係る医療費助成受給対象年齢を満12歳に改正するためのものでございます。

議案第36号 内灘町高齢者医療助成金支給条例の一部を改正する条例につきましては、満65歳から満69歳までの高齢者医療助成金の支給割合を改正するためのものでございます。

議案第37号 内灘町長寿祝金条例の一部を改正する条例につきましては、長寿祝金及び祝券の支給要件等を改正するためのものでございます。

議案第38号 内灘町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料の月額基準額を3,600円から4,900円に改正するとともに、保険料の段階区分の細分化及び地方税法改正に伴う保険料負担増の激変緩和措置をするためのものでございます。

議案第39号 内灘町都市公園条例の一部を

改正する条例につきましては、大根布第9公園を新たに街区公園として追加するためのものでございます。

議案第40号 都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、湖西地区の下水道整備に伴い、その受益者負担金の徴収に関する根拠法令の整備等をするためのものでございます。

以上が条例の制定及び一部改正であります。

次に、議案第41号から議案第45号までの5件につきましては、地方自治法の規定による指定管理者を指定するためのものであります。

議案第41号 内灘町福祉センターの指定管理者の指定について、議案第42号 内灘町茶室の指定管理者の指定について、議案第43号

内灘町歴史民俗資料館及び内灘町風と砂の館の指定管理者の指定について、議案第44号

内灘町体育施設の指定管理者の指定について、議案第45号 内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定について、以上5件につきましては、それぞれの施設について財団法人内灘町公共施設等管理公社を指定管理者として指定するためのものがございます。

議案第46号 内灘町道路線の認定につきましては、鶴ヶ丘東67号線及び西荒屋室51号線をそれぞれ町道として認定するためのものがございます。

議案第47号 小字の区域の変更につきましては、土地改良事業の完了により整備が終了した大根布地区の農地につきまして、小字の整理をするためのものがございます。

以上が、今回提案いたしました議案につきましての提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。私の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長【堂下清孝君】 提案理由の説明が終わりました。

散 会

議長【堂下清孝君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明2日は休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、明2日は休会とすることに決定をいたしました。

次回の本会議は3日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時51分散会